

北海道子ども・若者応援推進員設置要領

公益財団法人北海道青少年育成協会

1 目 的

北海道の未来を担う子ども・若者が、広い大地と豊かな自然の中で、伸び伸びと、自分らしく幸せに成長することは、すべての道民の願いです。公益財団法人北海道青少年育成協会（以下、「育成協」という。）は、本道における子ども・若者の成長を応援する活動が、行政との連携協力のもと、地域が一体となって全道で展開されるよう、北海道（総合）振興局（以下、「振興局等」という。）・北海道教育庁教育局・市区町村に、その中心的な役割を担う北海道子ども・若者応援推進員（以下、「応援推進員」という。）を設置します。

2 定 員

238名とし、その内容は次のとおりとします。

振興局等（青少年指導員）、教育局（社会教育に従事する者）のほか、広域で活動等を行う者は振興局等の区域毎に各1名。札幌市は10名（各区1名）、旭川市・函館市は各3名、小樽市・苫小牧市・帯広市・釧路市は各2名、その他の市町村は各1名。

3 活動区域

振興局等、教育局及び広域の応援推進員の活動区域は、当該振興局等管内とし、市区町村の応援推進員の活動区域は、本人の居住する市町村（札幌市にあっては区）内とします。

4 応援推進員の役割

- (1) 地域の子ども・若者を応援する活動・支援
- (2) 子ども・若者を応援する市民組織結成の働きかけ・協力・参画
- (3) コミュニティ・スクールや地域学校協働本部との連携協力
- (4) 「子ども・若者応援交付金」の活用の呼びかけ
- (5) 「北海道子ども・若者応援パートナー」登録の呼びかけ
- (6) 「北海道子ども・若者応援募金」の呼びかけ
- (7) 子ども・若者に関わる情報収集・伝達・発信
- (8) 関係機関・団体が行う事業等への協力

そのほか、次の役割を担います。

- ① 振興局等応援推進員
管内応援推進員への連絡調整や関係機関等からの情報提供
- ② 教育局応援推進員
管内学校等と応援推進員との連携協力をサポート
- ③ 広域応援推進員
広域で行う活動に関係応援推進員と情報共有し連携

5 委 嘱 等

応援推進員は、振興局等の長、教育局長及び市区町村長（以下、「関係機関の長」という。）が、(1) 推薦の要件のいずれかに該当する適任者を推薦します。広域の応援推進員は、振興局等の長が推薦します。推薦のあった者について、育成協会長（以下、「会長」という。）が委嘱します。

(1) 推薦の要件

- ① こども・若者を応援している団体に所属、またはその活動に携わっている者。

（ 子ども会、PTA、町内会、コミュニティ・スクール、地域学校協働本部、NPO団体、スポーツ・文化団体、こども食堂、地域おこし協力隊、地域の企業・ボランティア団体、社会教育委員、退職教職員など ）

- ② 熱意を持ち、こども・若者を応援する活動等に取り組む者
- ③ 退任する前任者から推薦のあった者。
- ④ 市町村のこども施策等を担当している職員。

(2) 委嘱の年齢

委嘱時において、年齢が72歳以下であること。（委嘱年の4月1日現在）

(3) 推薦の手続き

会長は、関係機関の長に候補者の推薦を依頼します。関係機関の長は依頼を受け、適任者を選考し、別記第1号様式により、振興局等を経由して会長へ候補者を推薦してください。

(4) 委嘱期間

- ① 委嘱期間は3年とします。再選は妨げません。
- ② 任期中に、応援推進員を変更する場合、該当する関係機関の長は、後任候補者の推薦を行うものとします。この場合、新たに委嘱された応援推進員の委嘱期間（任期）は、前任者の残任期間とします。

(5) 委嘱状等の交付

応援推進員に、委嘱状及び身分証明書を交付します。

6 当協会から活動に対する支援等

(1) 応援推進員

- ① 活動費として年額6,000円を支給します。
任期中に変更があった場合は、委嘱期間に応じ、月割の活動費を支給します。
- ② 応援推進員の活動に資するため、振興局等毎に開催する「こども・若者応援地域合同会議」、研修の場として開催する「こども・若者応援フォーラム」の2つの会の出席に要する経費を、育成協が負担します。
- ③ 安心して活動を行っていただくため、応援推進員を加入者として、事故等を補償する活動保険に加入します。
- ④ 地域で行われる研修会等の情報や、参考となる資料等を積極的に提供します。

(2) 応援推進員会

- ① 運営に関する経費として活動費を支援します。
- ② 各地区で開催する研修会等に講師を派遣します。
- ③ その他、活動等について支援します。

7 実績・報告等

応援推進員は、別記第2号様式による活動実績報告書を翌年3月20日までに、会長に提出（市区町村の応援推進員は当該市区町村、広域の応援推進員は総合振興局等を經由）してください。

応援推進員会は、別記第3号様式により、応援推進員会等活動費の精算書を翌年2月末日までに、会長に提出してください。

附 則

この要領は、令和8年1月26日から施行する。